

徳島県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

久次米尚武	岡佑樹	資金管理団体の届出をした者の氏名
城南38久次米会	佑翔会	資金管理団体の名称
令和元年九月五日	令和元年八月二十九日	取消年月日